

新型コロナウイルス感染症に係る資格喪失の特例適用証明

新型コロナウイルス感染症の影響や大阪府介護支援専門員法定研修の実施状況等を踏まえ、下記の対象者については、大阪府が認める期間内は、（介護支援専門員・主任介護支援専門員）の資格を喪失しない取扱いとしています。

記

1. 対象者

大阪府登録の介護支援専門員で、有効期間満了日が
令和3年1月1日から令和3年12月31日までの者

2 大阪府が認める期間

本来の有効期間満了日の翌日から3年間

※介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格を証明する際は、本紙とともに提示してください。

令和3年8月26日

大阪府福祉部高齢介護室介護支援課